

2024年度

視聴覚教材・機材 総合目録 — 保存版 —

最新の教材情報は、栗原市公式ウェブサイトでご確認ください。
(栗原市 ⇒ 暮らしの情報 ⇒ 教育 ⇒ 栗原市立図書館 ⇒ 図書館視聴覚教材・機材の貸出)



栗原市立図書館

〒987-2252 栗原市築館薬師三丁目3番1号

TEL 21-1403

FAX 21-1404

視聴覚教材・機材の利用案内

① 教材・機材を選ぶ



教育活動を支援するため、個人や団体等に貸し出します。
栗原市ウェブサイトにも目録・利用申請書を掲載しています。
ダウンロードしてご利用ください。
(栗原市 ⇒ 暮らしの情報 ⇒ 教育 ⇒ 栗原市立図書館
⇒ 図書館視聴覚教材・機材の貸出)

② 利用申請を行う



借受希望日の1週間前までに、図書館へ申請してください。
(ファックス申請可)

F A X : 0228-21-1404

※空き状況の確認は、事前にお電話でお問い合わせください。
電 話 : 0228-21-1403

③ 教材・機材の受取



図書館で貸出いたします。
カウンター、または事務室へお出でください。

④ 返却



返却期間内に、図書館へご返却ください。
教材・機材の状態、付属品有無の確認をお願いします。
利用報告書に必要内容を記入し、返却時に提出してください。

教材・機材の貸出し条件

貸出数 教材：5本以内

機材：5台以内、ただし、同一機能を有するものは1台

貸出期間 1週間以内

貸出対象 学校教育・社会教育等に関する活動を行う市内の者又は市内に在勤在学している者、学校等教育機関・社会教育を行う団体等

貸出できない利用

○営利（他者が行う営利事業の援助となる場合を含む）を目的とした利用

○政治又は宗教活動の利用 ○転貸の利用 ○著作権法など法令に抵触する利用

-利用案内（補足）-

○図書館休館日の貸出・返却はできません。

○16ミリフィルムや映写機による上映の際は、「16ミリ映写機操作技術認定証」の交付を受けている方が操作してください。

○教材や機材に損傷が生じた場合は、損害賠償の責任を負っていただくことがありますので、大切に利用してください。